

# 健康保険被扶養者現況書

\*義務教育終了後の方が必要となります。

## ■扶養認定対象者

氏名	機器 花子	年齢	39歳	続柄	妻	被保険者と	同居・別居
別居の場合はその理由							

**扶養認定対象者の現在の生計維持状況及び今回、被保険者の扶養者として生計維持しなければならない理由を詳しく記入してください。**

(扶養認定対象者の当組合に届出する前の生計維持状況)  
**会社に勤務していたため**

---

(扶養認定対象者を主として被保険者の収入により生計維持しなければならない理由)  
**会社を2月28日に退職し、その後専業主婦となるため**

### 1 扶養認定対象者の現在の健康保険の加入状況について

以前から被保険者の被扶養者として加入

国民健康保険に加入

国民健康保険やその他の健康保険にも加入していない

被保険者以外の者の被扶養者として健康保険に加入  
 (どなたの被扶養者でしたか(続柄) : )

退職後、任意継続被保険者として健康保険に加入<sup>※1</sup>

退職(自営業廃業を含む)または勤務形態の変更により被保険者ではなくなった<sup>※2</sup>

加入していた保険者名

国民健康保険     全国健康保険協会(協会けんぽ)     健康保険組合

共済組合     その他( )

(記号 111122 番号 2255    健保組合名 または市町村名 全国健康保険協会 東京支部 )

添付書類    ※1の場合…任意継続被保険者資格喪失証明書  
 または任意継続被保険者資格喪失通知書  
 ※2の場合…退職日、喪失日等が確認できる書類の写  
 (被保険者資格喪失証明書、退職証明書、離職票、廃業届等)

### 2 扶養認定対象者の収入状況について

収入状況			提出書類
①	給与収入	年収 0 円	パート・アルバイト等勤務状況証明書
②	各種年金・恩給等	年収 0 円	年金裁定(改定・振込)通知書(写) または年金見込額回答票
③	家賃・不動産・自営業・農業・漁業等	年収 0 円	直近の確定申告書の全ページ(写)
④	傷病手当金・出産手当金	日額 0 円	支給額等が確認できるもの (通知書等の写)
	雇用保険(基本手当)		
⑤	その他( )	年収 0 円	

### 3 必要となる提出書類

- ①無職の場合…「無職証明書」(当組合の所定様式)
- ②全日制の学生…学生証(写)または在学証明書(写)
- ③配偶者・子以外…扶養認定対象者の世帯全員の住民票(続柄等省略のないもの)  
世帯分離の場合は被保険者の世帯全員の住民票も必要となります。
- ④日本の国籍を有しないで、日本の国内に住所を有している者  
…住民票(続柄、在留期間等省略のないもの)
- ⑤被保険者と苗字が異なる場合、世帯分離や  
養子縁組等により続柄を確認する必要がある場合 } 戸籍謄(抄)本

4 届出時点での雇用保険（基本手当）の受給状況について

状 況	提出書類
<input type="checkbox"/> 雇用保険（基本手当）受給手続き中または受給中 ※待機期間および給付制限期間中は被扶養者として認定できますが、受給開始後の金額が <b>3,612円</b> （60歳以上は5,000円）以上である場合は、被扶養者とは認められません。	
<input type="checkbox"/> 雇用保険（基本手当）受給終了	雇用保険受給資格者証（写）
<input type="checkbox"/> 雇用保険（基本手当）受給延長中 <input type="checkbox"/> 病気療養中のため <input type="checkbox"/> 出産 令和 年 月 日(予定日)	雇用保険延長通知書または雇用保険被保険者離職票（写）
<input type="checkbox"/> 受給条件を満たす就労期間がないため雇用保険（基本手当）は受給できない	
<input checked="" type="checkbox"/> 退職後は働く意思が無いため雇用保険（基本手当）を受給しない	
<input type="checkbox"/> 従前より無職のため、雇用保険（基本手当）の受給対象外である	

5 傷病手当金（ケガや病気を理由に退職）または出産手当金（出産を理由に退職）について

傷病手当金	<input type="checkbox"/> 受給あり	<input type="checkbox"/> 受給なし
出産手当金	<input type="checkbox"/> 受給あり	<input type="checkbox"/> 受給なし

※受給ありの場合は日額を確認するため支払決定通知書（写）を添付してください。

6 扶養認定対象者と被保険者が別居の場合（単身赴任及び全日制の学生（大学院は除く）を除く）

扶養認定対象者に仕送りしている生活費	提出書類
①毎月 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 円 ②送金方法 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金書留	直近3ヶ月分の銀行振込票（写）または現金書留封筒の（写）

※被扶養者として認定を受けるためには、被保険者より扶養認定対象者の収入以上の仕送りが毎月必要となります。手渡しは送金確認ができないため認められません。

7 扶養認定対象者が父母、義父母の場合

配偶者の有無	有 ・ 無 【 死別、離別、その他（ ） 】
遺族年金の受給（死別の場合）	有 ・ 無（理由 ）

8 被保険者以外の扶養義務者（親族等）がいる場合

氏 名	続柄	扶養認定対象者と同居・別居	年収（年収が確認できる書類を添付）
		同居・別居	約 万円
		同居・別居	約 万円

※扶養義務者…母（父）の届出：父（母）、被保険者の兄弟姉妹  
 義父母の届出：配偶者の兄弟姉妹等

\*生計維持を確認するため、追加で他の確認書類等をお願いする場合があります。

上記のとおり、相違ありません。  
 申告・届出内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を東京機器健康保険組合に届け出ます。また、内容が事実と相違したことにより被扶養者から外れる場合には、削除日以降の保険給付について返還することに異議はありません。

令和 5 年 3 月 20 日記入 記号 256 番号 100

被保険者氏名 機器 太郎

※健康保険被扶養者現況書において事実と異なる虚偽の届出をされたときは、健康保険法第217条により罰せられる場合があります。